

船舶事故等調査報告書

平成26年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第70号
事故等種類	転覆
発生日時	平成25年5月3日（金、祝日） 14時00分ごろ
発生場所	滋賀県大津市比叡辻沖（琵琶湖南西部） 大津市所在の大宮川三等三角点から真方位062° 1,500m付近 （概位 北緯35° 04.3′ 東経135° 54.1′）
事故等調査の経過	平成25年5月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、全長3.3m
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許なし
死傷者等	なし
損傷	船外機が濡損
事故等の経過	本船は、操縦者が1人で乗り、同乗者1人を乗せ、操縦者が船尾で船外機を操縦し、同乗者が中央部に乗り、琵琶湖南西部の比叡辻沖を釣り場に向けて北進中、船尾方から波が打ち込み、船内に滞留する水の量が徐々に増加した。 操縦者は、船内の水をくみ出すために本船を停止させたところ、船尾側が沈み、更に船内に滞留していた水が船尾側に移動し、本船は、平成25年5月3日14時00分ごろ転覆した。 操縦者及び同乗者は、転覆した本船の船底につかまっていたところ、付近にいた船舶に救助された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 水象：波高 約30cm
その他の事項	操縦者は、ミニボートの操縦経験が約4年あり、月に1回程度、琵琶湖でバス釣りを行っていた。 本船は、小型船舶操縦免許証及び船舶検査を必要としない船舶であった。 操縦者は、いつもより波が高いと思ったが、大丈夫と思い、出発した。 操縦者及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。 本船の船尾付近の乾舷は、約30cmであった。
分析	
乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり</p> <p>本船は、琵琶湖南西部の比叡辻沖を北進中、船尾から波が打ち込んで水が船内に滞留し、操縦者が水をくみ出そうとして停船した際、船尾側が沈み、更に船内に滞留していた水が船尾側に移動し、船尾側に傾斜したことから、転覆したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、琵琶湖南西部の比叡辻沖を北進中、船尾から波が打ち込んで水が船内に滞留し、操縦者が水をくみ出そうとして停船した際、船尾側が沈み、更に船内に滞留していた水が船尾側に移動し、船尾側に傾斜したため、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ミニボートは、風や波の影響を受けやすいので、波が高いと判断した場合、運航は中止すること。 ・ 船尾は、船外機の重さで船首より深く沈むため、船尾から離れた位置に体を移動し、船首、船尾の喫水をそろえた後に排水作業を行うこと。